310
2.5.21

福県医発第542号（地）
令和２年５月21日

各　医　師　会　長　　殿

福　岡　県　医　師　会
会長　松　田　峻一良
（公　印　省　略）

新型コロナウイルス感染症にかかる診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その17）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い及び施設基準に係る臨時的な対応等について、別添別紙のとおり厚生労働省より取扱いが示された旨、日本医師会より通知がありましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、

１）「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その15）」につきましては歯科関係のため、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その16）」につきましては調剤関係のため、それぞれ周知を省略したことを申し添えます。

２）本県の傷病手当金の支給（国民健康保険関係）に関しましては、令和２年４月28日付け福県医発第331号（地）にてご連絡しております。

記

問１　新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金を支給することとなった市町村国保、国民健康保険組合又は後期高齢者医療広域連合の被保険者等が、当該傷病手当金の支給のために必要な意見書の交付を求めた場合、健康保険法第99条第１項に基づく傷病手当金に係る意見書を交付した場合と同様に、B012 傷病手当金意見書交付料を算定することとなるか。

（答）当該傷病手当金は、健康保険法第99条第１項の規定による傷病手当金と同等のものであり、B012傷病手当金意見書交付料を算定することとなる。

以上

小郡三井医師会より　　医療保険担当理事　肥山淳一郎
会長　島田昇二郎

（保 63）
令和２年５月１５日

都道府県医師会
社会保険担当理事　殿

日本医師会常任理事
松　本　吉　郎
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 17）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い及び施設基準に係る臨時的な対応等について、添付資料のとおり厚生労働省より取扱いが示されましたので、取り急ぎご連絡申し上げます。

なお、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 15）」につきましては歯科関係のため、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 16）」につきましては調剤関係のため、それぞれ周知を省略したことを申し添えます。

つきましては、貴会会員へのご対応等、よろしくお願い申し上げます。

＜添付資料＞
新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 17）
（令 2.5.14　事務連絡　厚生労働省保険局医療課）

別　　紙

事　務　連　絡
令和２年５月 14 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
　国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　後期高齢者医療主管課（部）
御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その17）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い及び施設基準に係る臨時的な対応等について別添のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関に対し周知徹底を図られたい。

以上

（別添）

問１　新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対する傷病手当金を支給することとなった市町村国保、国民健康保険組合又は後期高齢者医療広域連合の被保険者等が、当該傷病手当金の支給のために必要な意見書の交付を求めた場合、健康保険法第 99 条第１項に基づく傷病手当金に係る意見書を交付した場合と同様に、B012 傷病手当金意見書交付料を算定することとなるか。

（答）当該傷病手当金は、健康保険法第 99 条第１項の規定による傷病手当金と同等のものであり、B012 傷病手当金意見書交付料を算定することとなる。